

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

平成31年 3月 20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 契約の内容

#### (1) 事業年度

平成31年度

#### (2) 業務の名称

平成31年度橋本保健所庁舎清掃業務

#### (3) 業務内容

橋本保健所庁舎清掃業務仕様書のとおり

#### (4) 業務履行の場所

和歌山県橋本市高野口町名古屋927 橋本保健所庁舎

#### (5) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### 2 契約の相手方の名称及び所在地

平成31年度橋本保健所庁舎清掃業務受託コンソーシアム

代表者（所在地）和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野677-1

（名称）特定非営利活動法人 よつ葉福祉会

（代表者）理事長 井端 智子

構成員（所在地）和歌山県橋本市高野口町名古屋724

（名称）社会福祉法人 棕の樹福祉会

（代表者）理事長 堀江 和夫

### 3 契約金額

金2,268,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 契約年月日

平成31年4月1日

### 5 消費税率の改定に伴う留意事項

平成31年10月1日以降、消費税及び地方消費税の税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

### 6 契約の相手方とした理由

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設で、伊都振興局管内にある施設のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させたところ、見積書の記載金額が予定価格の範囲内で、かつ、県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でなかったため。